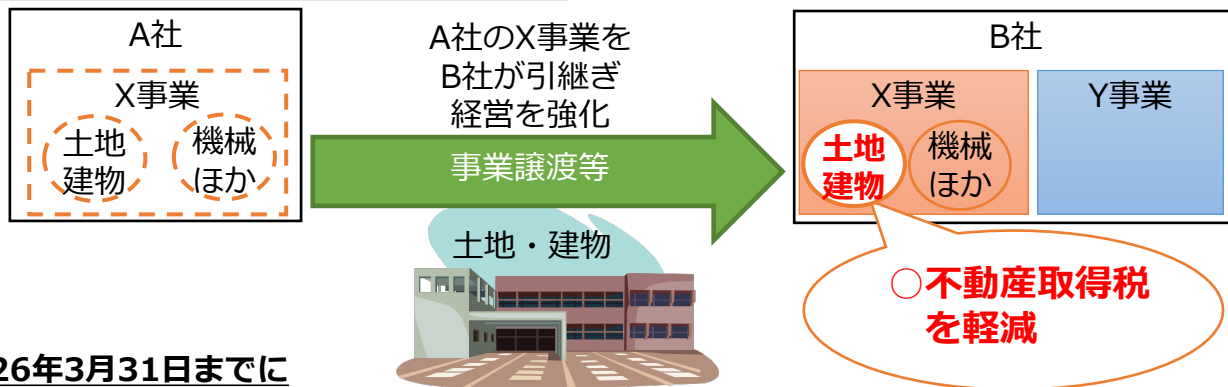


M & Aにより経営者から事業を譲り受ける場合 ～不動産取得税の軽減

M & Aにより経営者から事業を譲り受けた場合、**不動産取得税が軽減**される措置があります。

特例措置の対象は？



2026年3月31日までに

- ① M & Aにより事業を譲り受けるもので、
- ② 経営力向上計画を作成し、**地方農政局長等の認定**を受けたもの

特例措置の内容は？

<不動産取得税の税率>

税額 = 固定資産課税台帳に登録された価格 × 下記の税率

			通常税率	計画認定時の税率	
不動産の取得	合併や一定の会社分割		非課税 ※1	-	
	事業譲渡 (売買)	土地		3.0%	2.5% (1/6減額相当)
		家屋	住宅		4.0% ※2
			住宅以外		

※1 計画の認定を受けなくても非課税

※2 事務所や宿舍等の一定の不動産を除く

本特例措置は、中小企業等経営強化法に基づく制度です。
制度や手続きの詳しい内容は、地方農政局等の申請窓口・お問合せ先又は税理士等へご
確認下さい。
申請書類や申請窓口はこちらのQRコードからご確認ください。→



☆ 税制のほか、日本政策金融公庫の低利融資や信用保証協会の保証の特例もありますので、日本公庫または保証協会へご相談ください。

【問い合わせ先】

新事業・食品産業部企画グループ 03-6744-2092